

<報道発表資料>

令和4年 3月23日

職員の懲戒処分について

<処分1>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年12月17日（金曜日）午後6時17分頃、北葛飾郡杉戸町大字下野945番地2先の道路を自家用自動車で行中、自動車運転上の注意義務を怠り、横断歩道上を横断していた歩行者に自車前部を衝突させ、同人を死亡させた。

2 処分の内容

対象職員 埼玉県環境科学国際センター 専門員 男性 （62歳）

処分内容 停職 6月

処分年月日 令和4年3月23日（水曜日）

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。

<処分2>

1 事件の概要

当該職員は、令和3年2月10日（水曜日）午前7時40分頃、鴻巣市上谷付近の道路を自家用車で走行中、制限速度時速30kmのところ時速63kmで走行し、時速33kmの速度超過により検挙された。

その後、同年3月24日に熊谷簡易裁判所から罰金6万円の略式命令に処せられた。

また、令和3年4月13日に違反した20km未満の速度超過及び令和3年1月5日に違反した指定場所不停止等による累積点数により、同年6月16日に60日間の運転免許停止処分を受けた。

2 処分の内容

対象職員 保健医療部保健医療政策課 課付 男性 (48歳)

処分内容 戒告

処分年月日 令和4年3月23日(水曜日)

処分理由 当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。